

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）にかかる税金です。

◎納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方にかかります。

◎申告

軽自動車等を取得した方、所有者を変更する方、廃車にする方は必ず申告をしなければなりません。

◎減免制度

身体障害者等の方が専用する軽自動車等には減免制度があります。くわしくは、税制課軽自動車税係までおたずねください。

◎税率

○原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車

種 別		税 額 (年額)
原動機付 自転車	総排気量 50cc 以下 (二輪及び三輪以上の特定小型原動機付自転車を含む)	2,000 円
	ミニカー(三輪以上で一定のもの)	3,700 円
	総排気量 50cc 超、90cc 以下	2,000 円
	総排気量 90cc 超、125cc 以下	2,400 円
軽二輪(125cc 超、250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車(250cc 超)		6,000 円
その他のもの(被けん引車)		3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他(特殊作業用)	5,900 円

原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車の税額引き上げは、車両の登録年月にかかわらず、すべての車両の税額が平成28年度より引き上げられています。

○三輪以上の軽自動車

種 別			税 額（年 額）		
			新規登録が平成27年3月31日までの軽自動車	新規登録が平成27年4月1日以降の軽自動車	新規登録から13年超の軽自動車 ※
軽自動車	三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪乗用	営 業 用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自 家 用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	四輪貨物	営 業 用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自 家 用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※ 登録後13年超の税額適用は、電気・天然ガス・メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます。

【グリーン化特例（軽課）の対象基準及び軽減割合】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規登録した車両には、環境性能に応じて、令和5年度の税率を軽減する特例措置があります。

車 種			令 和 5 年 度 税 額		
			① 75%軽減	② 50%軽減	③ 25%軽減
軽自動車	三 輪		1,000 円	2,000 円 ※	3,000 円 ※
	四輪乗用	営 業 用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自 家 用	2,700 円	—	—
	四輪貨物	営 業 用	1,000 円	—	—
		自 家 用	1,300 円	—	—

※ 乗用営業用に限る。

対象軽自動車の基準			税 額
電気軽自動車、天然ガス軽自動車			① 75%軽減
平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 または 平成30年排出ガス基準 50%低減達成車	かつ	令和12年度燃費基準90%達成＋令和2年度燃費基準達成	② 50%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成＋令和2年度燃費基準達成	③ 25%軽減

①天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。

②、③揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。

【手続き場所】

◎125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車

東大阪市役所 税務部 税制課 軽自動車税係

◎軽自動車（総排気量660cc以下の軽三・四輪車）

軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所

高槻市大塚町4-20-1

TEL 050-3816-1841

◎二輪車（総排気量125ccを超える小型二輪車及び軽二輪車）

近畿運輸局 大阪運輸支局

寝屋川市高宮栄町12-1

TEL 050-5540-2058

【原動機付自転車に関する申告手続きに必要なもの】

種 別	販売証明書 又は 廃車申告済証 (再登録用)	ナンバー プレート	警察署への 届出	本人確認 書類※1	申告済証 ※2	手数料
新規登録	○	—	—	○	—	—
廃車（スクラップ）	—	○	—	○	—	—
廃車（再登録あり）	—	○	—	○	○	—
廃車（盗難）	—	—	○	○	—	—
市内居住者同士の譲渡	—	○ (プレートを 交換する場合)	—	○	○	—
標識再交付（き損等）	—	○	—	○	○	○ (300円/枚)
標識再交付（盗難等）	—	—	○	○	○	○ (300円/枚)

※1 本人確認書類とはマイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、健康保険証、在留カード、その他公の機関が発行した資格証明書などです。

※2 申告済証を紛失した場合は、車台番号の拓本（石摺り）をお持ちください。

車台番号の拓本（石摺り）とは、原付の車体に打刻してある車台番号に白い紙をあて、鉛筆等でこすって車台番号を浮き出させたものです。

Q & A

Q： 現在、東大阪市ナンバーを付けているのですが、他の市へ引越しをすることになりました。東大阪市のナンバーをつけたままでもいいのですか？

A： バイクの定置場が変わる場合は、住所変更の手続が必要となります。東大阪市ナンバーの廃車申告をしていただき、転居先の市区町村で再登録して新しいナンバープレートを取り付けてください。再登録時の必要書類などは事前に転居先の市区町村にご確認ください。また、転居後も引き続き東大阪市内でご家族などが使用する場合は、名義変更の手続を行ってください。

Q & A

Q： 去年盗難にあい、バイク（原動機付自転車）もナンバープレートもありません。どうすればよいのでしょうか？

A： すぐに警察に盗難届を出して、税制課軽自動車税係で廃車申告（登録抹消）してください。手続きに必要なものは次のとおりです。

①届出する方の身分証明書②盗難届の内容

(受理番号・届け出た警察署、届出日、被害場所、届出人)

③ナンバープレートの番号

廃車申告せずにおくと、引き続き税金がかかりますのでご注意ください。

Q & A

Q： バイクを友人に譲ったのですが、その方が名義変更の手続きをしないまま、行方がわからなくなってしまいました。どうすればよいのでしょうか？

A： 税制課軽自動車税係で、廃車申告（登録抹消）の手続きをしてください。そのままにしておきますと、いつまでもあなたに課税されます。

Q & A

Q： 私は5月に軽自動車税（種別割）を納めたのですが、9月に原動機付自転車を廃車しました。税額は減額・還付されますか？

A： 毎年4月1日現在で軽自動車等を所有されている方に課税されますので、9月に廃車されても、月割りで還付することはできません。逆に4月2日以後に登録手続きをされた場合は、4月1日には所有されていないので、その年度の税金は課税されません。

軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、３輪・４輪以上の軽自動車（新車・中古車を問わず、取得価格が５０万円を超えるもの）の取得時にかかる税金です。当分の間、大阪府が賦課徴収を行います。

◎環境性能割の税率（令和５年４月１日～令和５年１２月３１日）

対象軽自動車の基準		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車・天然ガス軽自動車		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車	(乗用) 令和１２年度燃費基準７５％達成＋令和２年度燃費基準達成	非課税	非課税
	(貨物) 平成２７年度燃費基準＋２５％達成	非課税	非課税
	(乗用) 令和１２年度燃費基準６０％達成＋令和２年度燃費基準達成	１％	０.５％
	(貨物) 平成２７年度燃費基準＋２０％達成		
	(乗用) 令和１２年度燃費基準５５％達成	２％	１％
	(貨物) 平成２７年度燃費基準＋１５％達成		
上記以外			２％

◎環境性能割の税率（令和６年１月１日～令和７年３月３１日）

対象軽自動車の基準		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車・天然ガス軽自動車		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車	(乗用) 令和１２年度燃費基準８０％達成＋令和２年度燃費基準達成	非課税	非課税
	(貨物) 令和４年度燃費基準１０５％達成	非課税	非課税
	(乗用) 令和１２年度燃費基準７０％達成＋令和２年度燃費基準達成	１％	０.５％
	(貨物) 令和４年度燃費基準達成		
	(乗用) 令和１２年度燃費基準６０％達成＋令和２年度燃費基準達成	２％	１％
	(貨物) 令和４年度燃費基準９５％達成		
上記以外			２％

※ 天然ガス軽自動車とは平成３０年排出ガス規制に適合するもの。または、平成２１年排出ガス規制に適合し、かつ平成２１年排出ガス基準値より１０％以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成１７年排出ガス基準７５％低減達成車または平成３０年排出ガス基準５０％低減達成車（★★★★）に限る。

※ 燃費基準の読み替えについては、大阪府ホームページ「自動車税・軽自動車税（環境性能割）の税率表」をご参照ください。

◎納税方法

軽自動車の取得時に納付します。

【納付方法に関するお問い合わせ先】

自動車税事務所 軽自動車税（環境性能割）担当

高槻市大塚町4-20-1

軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内

TEL：072-604-2772